

京 都 大 学 教 員 の 任 期 に 関 する 規 程 新 旧 対 照 表

改 正 前					改 正 後						
<p>(前 略)</p> <p>第4条 別表第1に掲げる教育研究組織の職又は別表第2に掲げる教育研究組織に雇用された教員が、その任期の期間中において、国立大学法人京都大学教職員の育児・介護休業等に関する規程（平成16年達示第84号）第3条第1項又は第31条第1項の規定により育児休業又は介護休業をする場合は、当該部局の定めるところにより、育児休業又は介護休業をした日数の範囲において適当と認める日数を任期の期間に算入しないことができる。この場合における当該教員の任期の終期は、当該任期の終期の翌日を起算日として、当該任期に算入しない日数と同一の日数が経過する日とする。</p> <p>(中 略)</p>					<p>第4条 別表第1に掲げる教育研究組織の職又は別表第2に掲げる教育研究組織に雇用された教員が、その任期の期間中において、国立大学法人京都大学教職員の育児・介護休業等に関する規程（平成16年達示第84号）第3条第1項若しくは第31条第1項の規定により育児休業若しくは介護休業をする場合又は国立大学法人京都大学教職員の配偶者同行休業に関する規程（平成27年達示第24号）第3条第1項の規定により配偶者同行休業をする場合は、当該部局の定めるところにより、育児休業、介護休業又は配偶者同行休業をした日数の範囲において適当と認める日数を任期の期間に算入しないことができる。この場合における当該教員の任期の終期は、当該任期の終期の翌日を起算日として、当該任期に算入しない日数と同一の日数が経過する日とする。</p> <p>附 則</p> <p>1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。ただし、大学院アジア・アフリカ地域研究研究科に係る部分は、同日から施行し、同日以後に雇用される者及び公募に基づいて配置換する者について適用する。</p> <p>2 改正後の別表の規定にかかわらず、この規程の施行の際現に改正前の別表の規定に基づき任期を定めて雇用されている者の任期及び再任の可否並びに任期の末日については、なお従前の例による。</p>						
別表第1					別表第1						
部局名	教育研究組織の名称	対象となる職	任期	再任の可否	備考	部局名	教育研究組織の名称	対象となる職	任期	再任の可否	備考
(略)					(同 左)						
霊長類研究所	行動神経研究部門 行動発現分野	准教授	5年	可		霊長類研究所	神経科学研究部門 行動発現分野	准教授	5年	可	
(略)					(同 左)						
別表第2					別表第2						
部局名	教育研究組織の名称	任期	再任の可否	備考	部局名	教育研究組織の名称	任期	再任の可否	備考		
人文科学研究所	全研究部門 全附属研究施設	7年 ただし、 再任の場合 にあつては3年	可 ただし、 1回限り		大学院アジア・アフリカ地域研究研究科	全専攻	5年	否			
(略)					(同 左)						

改正前							改正後						
別表第3							別表第3						
部局名	教育研究組織の名称	計画の名称	対象となる職	任期	再任の可否	備考	部局名	教育研究組織の名称	計画の名称	対象となる職	任期	再任の可否	備考
	(略)							(同 左)					
大学院経営管理研究部	経営研究センター	金融証券市場の実務的分析研究プロジェクト	教授 准教授 講師	2年	可 ただし、 1回 限り		大学院経営管理研究部	経営研究センター	金融証券市場の実務的分析研究プロジェクト	教授 准教授 講師	2年	可 ただし、 1回 限り	
化学研究所	物質創製化学研究系	エネルギー量子操作研究プロジェクト	助教	3年 ただし、平成24年2月2日から平成27年1月31日までに任用される場合の任期は、平成27年1月31日までとする。	否								
	附属先端ピームナノ科学センター	生体分子反応場構造研究プロジェクト	助教	3年 ただし、平成24年4月2日から平成27年3月31日までに任用される場合の任期は、平成27年3月31日までとする。	否								
	(略)							(同 左)					
別紙様式 (略)							別記様式 (同 左)						